

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

空気神社ライトアップスペシャルデーの出店者募集について

空気神社で開催中のライトアップに合わせて、自慢の特産品や加工品などを売り込むチャンスです。ぜひ、出店してみませんか。

※飲食物の提供やその場での調理も可能です。

ただし、調理を伴う場合の臨時飲食店営業許可や届出等をご自身で申請ください。

▶日時

7月1日(土) 午後6時～午後9時

▶場所

空気神社参道入口駐車場(朝日自然観第5駐車場)

▶出店手数料

無料

▶申込み方法

下記申込み先に電話またはメールにて

- ①店舗名 ②代表者名
③販売する商品内容 ④電話番号
を伝えてください。

▶申込み締切

6月12日(月)

▶その他

6月14日(水) 午前9時30分～出店者打合せ会
を役場3階会議室にて開催します。

▶申込み・問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113
メール：kanko@town.asahi.yamagata.jp

粗大ごみ収集の日程について

収集日の約1か月前に、収集地区の各世帯に申込書を配布します。収集を希望される方は、来庁、FAX又は電話いづれかにてお申し込みください。詳細は申込書へ記載しますので、ご確認ください。

収集日 (すべて木曜日)	収集地区
6月8日	長沼、八ツ沼、能中、高田、太郎第一、太郎第二、太郎第三、石須部、立木、白倉
6月15日	常盤、夏草、西船渡、松程
6月22日	本町、西町、栄町、助ノ巻、雪谷
7月6日	大町、元町、西原、前田沢、新宿、杉山、松原、宇津野、大滝、緑町、大船木、今平
7月13日	四ノ沢、小原、宿、平、沼向、大隅、古楨、送橋、下芦沢、水本
9月7日	大谷第一、大谷第二、大谷第三、大谷第四、大谷第五、大谷第六
9月14日	大谷第七、中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコンは、粗大ごみ収集の対象品目から除きます。
なお、粗大ゴミの収集は、年1回となっています。

▶問合せ先 総務課 危機管理対策室 危機管理環境係 ☎67-2111

町内小学校「放課後子ども教室サポーター」を募集しています

町では、少子化により下校人数や、帰宅後の遊び仲間が減少していることから、「放課後子ども教室」を開催しています。

子どもたちと地域の方々で交流を図り、下校まで集団で遊べる場を確保することで、帰宅時にまとまりある下校集団をつくり、安全確保につなげていく取り組みです。この取り組みに協力していただく「放課後子ども教室サポーター」を募集します。

▶実施日

平日の登校日

▶時間

午後2時～午後4時まで

(当番表で時間帯をお知らせします)

▶場所

西五百川小学校・宮宿小学校・大谷小学校
(校庭・体育館)

▶内容

放課後の自由遊びの見守り(月2回程度)
(1日あたり2名の交代制)

▶申込期限

6月30日(金)

※申込期限以降も随時受付しています。

▶申込・問合せ先

教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118

朝日町×ミズノ「ウォーキング教室」参加者募集

ヘルシーライフ教室の一環として、ウォーキング教室を開催します。

講師にミズノ株式会社ウォーキング部門のアドバイスをを行う「黒田恵美子氏」を迎えた全5回の教室。東京などでは即満席となる人気の教室、朝日町では初開催となります。まずは第1回目のご参加お待ちしております。

▶第1回内容(予定)

体組成測定、ミズノオリジナル歩行タイプ測定、立ち方・歩き方など

▶開催日

第1回 6月23日(金)

第2回 7月28日(金)

第3回 8月25日(金)

第4回 9月29日(金)

第5回 10月27日(金)

▶時間

午後1時30分～午後3時

▶会場

北部公民館(秋葉山交遊館)ホール

▶持ち物

飲み物、室内用ズック

▶講師

一般社団法人ケア・ウォーキング普及会代表理事
黒田恵美子氏

▶定員

先着30人

▶その他

参加費無料、動きやすい服装でご参加ください。
基本室内ですが、屋外でウォーキングする場合があります。

▶申込期限

第1回参加希望の方は、6月19日(月)まで下記へご連絡ください。

▶申込み・問合せ先

健康福祉課 保健医療係

☎67-2116

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

このたび国では、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、支給要件を満たした世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▶「ひとり親世帯分」について

○支給対象者

以下のいずれかの要件を満たす方

- ①児童扶養手当受給者：令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方。【申請不要】
- ②公的年金受給者：公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けない方。（「公的年金」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
※すでに児童扶養手当資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測された方も令和3年の収入額によって該当する場合があります。
- ③家計急変者：令和5年3月分の児童扶養手当の支給は受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている方。

○申請方法

- ①に該当する方
申請不要で山形県から児童扶養手当の口座へ6月上旬に支給予定です。
- ②③に該当する方
申請が必要です。右記に問合せください。

▶「ふたり親その他の世帯分」について

○支給対象者

以下のいずれかに該当する方

- ①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を受給した方【申請不要】

②①のほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満。令和5年3月以降令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象。）を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入の方
※すでに、本給付金を受給している方は支給対象になりません。

○申請方法

- ・支給対象者①に該当する方
申請不要で支給されます。【公務員の方は申請が必要です】
対象となる方には、申請不要で支給される対象者であることを通知し、5月末に支給しております。
- ・支給対象者②に該当する方
申請が必要です。申請に必要な書類を下記までお持ちください。

○その他

給付金支給後に支給要件に該当しないこと（修正申告等により住民税均等割が課税されることになった等）が判明した場合は、給付金を返還していただきます。

▶給付額

児童1人につき5万円

※児童とは平成17年（支給対象者①の方は平成16年）4月2日から（障害児の場合は平成15年（支給対象者①の方は平成14年）4月2日から）令和6年2月29日までに出生した児童を指します。

▶申請期限

令和6年2月29日（木）まで
（郵送の場合は消印有効）

▶申請・問合せ先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156

児童手当現況届のお知らせ

▶現況届

昨年度より毎年6月に提出いただいていた現況届の提出が原則不要になりました。ただし、下記に該当される方はこれまで同様に提出をお願いいたします。

1. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
2. 支給要件児童の戸籍・住民票がない方
3. 離婚協議中で配偶者と別居している方
4. その他、町から提出の案内があった方

該当される方へは6月に現況届を送付しますが、1～4に該当する方で、現況届が届いていない場合はお問い合わせください。

※これまで同様、児童の養育状況等が変わった場合は届出が必要です。

▶特例給付

児童を療育している方の所得が、右記表の(1)以上(2)未満の場合、特例給付(児童一人当たり月額一律5,000円)を支給します。

令和5年10月支給分(6～9月分)から所得が(2)以上の世帯は、児童手当等が支給されません。

児童手当等が支給されなくなった後に所得が(2)を下回った場合は、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください

扶養親族の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,126
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

詳細は町ホームページをご覧ください

▶問合せ先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156

重度心身障がい(児)者医療証、ひとり親家庭等医療証 一斉更新のお知らせ

現在お持ちの医療証が6月30日で期限切れとなりますので、更新手続きをお願いします。

① 重度心身障がい(児)者医療証

▶対象者

市町村民税所得割額が235,000円未満で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の障害基礎年金1級を受給されている方
- ・特別障害給付金制度の障害基礎年金1級相当に認定された方
- ・精神障害者で、恩給法特別項法第一項症を受給されている方
- ・特別児童扶養手当法施行令別表第3の1級程度の方および別表第1程度の20歳以上の方

▶持ち物

- ①健康保険証 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害基礎年金振込通知書など障害の程度を証明するものの写し
- ③重度心身障がい(児)者医療証

② ひとり親家庭等医療証

▶対象者

ひとり親家庭で18歳以下の児童を扶養しており、所得税が課税されていない方

▶持ち物

- ①健康保険証 ②ひとり親家庭等医療証

▶医療証更新の受付(身親共通)

受付日	場所	時間
6月22日(木)	西部公民館	午前9時～ 午前11時30分
6月23日(金)	秋葉山交遊館	午前9時～ 午前11時30分
6月26日(月)	朝日町役場 健康福祉課	午前8時30分～ 午後5時

※都合のつかない場合は、役場健康福祉課窓口で6月27日(火)以降に手続きください。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116
子育て支援係 ☎67-2156